

避難行動ガイド

町では、住民の皆さまの生命に危険が及ぶと判断した場合、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を発令し、住民の皆さまに避難を促します。避難指示等を発令するときは、様々な状況を総合的に判断して発令します。

避難とは・・・

避難は、災害から命を守るための行動であり、避難行動には次のような方法があります。

屋外が安全で移動できる状態のとき

指定避難所・
指定緊急避難
場所への移動。

警戒区域等内の自宅などから
安全な場所への移動。
(親戚や友人の家など)

近隣の強固で
高い建物など
への移動。

屋外が危険な状態のとき

建物内の安全な場所での待避。
(家屋内での垂直避難)

やむを得ず、家屋内に留まった場合、安全を確保する避難行動として、洪水対策では建物の2階以上高いところへ、土砂災害対策では、斜面と反対方向の高い階への移動が有効です。

避難指示等の種類と、住民の皆さまの対応

避難指示等は、災害の種類ごとに避難行動が必要な地域を示して発令しますが、地域やご家庭などの事情によって、「避難指示」を待たずに避難が必要と考えられる場合は、「自主避難」をお願いします。

区分	住民の皆様への対応
緊急安全確保	・既に災害が発生している状況。命を守るための行動をとる。
避難指示	・避難をすることが、かえって危険と判断される場合は、屋内で安全を確保する。 ・非常時持出品を持って、避難をする。
高齢者等避難開始	・気象情報に注意を払い、避難の必要について考える。 ・避難が必要と判断した場合は、その準備と避難をする。 ・要配慮者(障がい者や高齢者で避難行動が困難な人と、その支援者)は、この段階で避難をする。

※「自主避難」とは・・・避難指示等を待たず、自主的に避難施設、親戚や友人の家などの安全な場所へ避難することです。その際は、出来るだけ必要な食料、飲み物、日用品などを持参するようにしてください。

※雨が降り続いていたら、テレビ・ラジオ・スマートフォン・パソコンなどで最新の気象情報を入手しましょう。特に、河川氾濫時の浸水想定区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、自分で早めに判断し、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れるなどの行動(自主避難)をとることが命を守ることになります。



避難の際には、ご近所にも声をかけあい、地域で協力し合う避難を心がけましょう。



お年寄りや体の不自由な方などの避難に協力しましょう。



インターネット・気象庁ホームページ



テレビ・ラジオ

大雨のとき

河川の近くや、土砂災害のおそれがある区域において、町が設定している基準に達した場合に、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令します。また、短時間に大雨が想定される場合には高齢者等避難が発令されずに避難指示が発令される場合もあります。



地震のとき

大きな地震やそれに伴う余震により家屋が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときに、避難指示を発令します。

※直ちに指定避難所を開通するよう努めますが、災害の規模により時間がかかる場合があります。



火災のとき

大規模な延焼拡大のおそれがあるときに避難指示を発令します。



その他

その他災害が発生するおそれがあるときに避難指示を発令します。